

# 柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会

## 規 約

(名称)

第一条 この会の名称は、「柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関する協議を行う。

- (1) 柳瀬川流域水循環マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）のアクションプランに関すること。
- (2) マスタープラン、アクションプランの進捗管理に関すること。
- (3) マスタープラン、アクションプランの評価、見直しに関すること。

(組織)

第三条 協議会は別紙1に掲げる者をもって組織し、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長が委嘱する。

2. 協議会には会長を設けるものとし、会長は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長とする。
3. 協議会は、必要に応じ会長が召集する。
4. 協議会もしくは会長が必要であると認めたときは、協議会に別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(その他の組織)

第四条 協議会に幹事会を設ける。幹事会は、協議会に諮る事項の事前協議等を行うこととし、別紙2に掲げる者をもって組織し、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長が委嘱する。

2. 幹事会には座長を設けるものとし、座長は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課長とする。
3. 幹事会は、必要に応じ座長が召集する。
4. 幹事会もしくは座長が必要であると認めるときは、幹事会に別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
5. 協議会に相談役（アドバイザー）を設ける。相談役（アドバイザー）は、マスタープランの検討に関与した学識経験者とし別紙3に掲げる。協議会もしくは会長が必要であると認めるときは、相談役（アドバイザー）の意見を聞くことができるものとする。

(柳瀬川流域水循環市民懇談会)

第五条 協議会は、別途設置される柳瀬川流域水循環市民懇談会に協力を要請できるとともに、同懇談会からの意見を参考にしなければならない。

(任期)

第六条 任期は2年とし、再任を妨げない。(ただし、初回の任期は平成19年3月31日までとする。)

(事務局)

第七条 協議会、幹事会の事務局は、国土交通省荒川下流河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第八条 この規約に定めるもののほかは、協議会に諮り定めるものとする。

(付則)

一 この規約は、平成18年1月30日より施行する。

## (別紙1) 柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会名簿

	所 属		役 職
会 長	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所		所 長
委 員	東京都	建設局 河川部 計画課	課 長
〃		下水道局 流域下水道本部技術部 計画課	課 長
〃		都市整備局 都市基盤部 施設計画課	課 長
〃		環境局 自然環境部 水環境課	課 長
〃		北多摩北部建設事務所 工事第二課	課 長
〃		埼玉県	県土整備部 河川砂防課
〃		都市整備部 下水道課	課 長
〃		都市整備部 都市計画課	課 長
〃		環境部 水環境課	課 長
〃		県土整備部 新河岸川総合治水事務所	所 長
〃	東村山市 都市整備部		部 長
〃	東大和市 都市建設部		部 長
〃	清瀬市 建設部		部 長
〃	武蔵村山市 都市整備部		部 長
〃	所沢市 下水道部		部 長
〃	志木市 都市整備部		部 長
〃	新座市 建設部		部 長
〃	富士見市 建設部		部 長
〃	三芳町 土木下水道課		課 長
〃	柳瀬川流域水循環市民懇談会代表者		
事務局	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課		

## (別紙2) 柳瀬川流域水循環マスタープラン推進協議会幹事会名簿

	所 属		役 職
座 長	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課		課 長
幹 事	東京都	建設局 河川部 計画課 中小河川係	係 長
〃		下水道局 流域下水道本部技術部 計画課 調査係	係 長
〃		都市整備局 都市基盤部 施設計画課 施設計画係	係 長
〃		環境局 自然環境部 水環境課 揚水規制担当	係 長
〃		北多摩北部建設事務所 工事第二課 設計係	係 長
〃	埼玉県	県土整備部 河川砂防課 企画調査担当	主 査
〃		都市整備部 下水道課 計画担当	主 査
〃		都市整備部 都市計画課 都市計画担当	主 査
〃		環境部 水環境課 土壌・地下水・地盤環境担当	主 幹
〃		環境部 水環境課 水環境担当	主 幹
〃		県土整備部 新河岸川総合治水事務所 企画調査担当	課 長
〃	東村山市 都市整備部 下水道課	課 長	
〃	東大和市 都市建設部 都市計画課	課 長	
〃	清瀬市 建設部 建設課	課 長	
〃	武蔵村山市 都市整備部 建設管理課	課 長	
〃	所沢市 下水道部 河川課	課 長	
〃	志木市 都市整備部 都市整備課	課 長	
〃	新座市 建設部 道路整備課	課 長	
〃	富士見市 建設部 道路交通課	課 長	
〃	三芳町 土木下水道課	課 長	
事務局	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 調査課		

### (別紙3) 相談役(アドバイザー)名簿

#### 柳瀬川流域水循環マスタープラン検討に関わった学識経験者

氏名	所属	役職	備考
虫明 功臣	福島大学 理工学群 共生システム理工学類	教授	検討委員長
大村 謙二郎	筑波大学 社会工学系	教授	
田中 和博	日本大学 理工学部 土木工学科	教授	
松下 潤	芝浦工業大学 システム工学部 環境システム学科	教授	市民懇談会コーディネーター
恵 小百合	江戸川大学 社会学部 環境デザイン学科	教授	H16年度より委員
島谷 幸宏	九州大学 大学院工学研究院	教授	H16年度より委員
半田 真理子	財団法人 都市緑化推進機構 研究第一部	部長	
佐谷 和江	株式会社 計画技術研究所	代表取締役	
森 清	日経 BP 社 日経コンストラクション	副編集長	H16年度より委員
中村 徹立	国土交通省 国土技術政策総合研究所 危機管理技術研究センター 水害研究室	室長	
深見 和彦	独立法人 土木研究所 ユネスコセンター設立推進本部水文チーム	上席研究員	
鈴木 穰	独立法人 土木研究所 水循環研究グループ(水質)	上席研究員	